

第7章 畑かん施設工

第1節 適用

7-1-1 適用

本章は、畑地かんがい施設の硬質ポリ塩化ビニル管、ダクタイトル鉄管、炭素鋼鋼管の布設及びバルブ類の据付その他これに類する工種について適用するものとする。

第2節 一般事項

7-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、第2編6-2-1適用すべき諸基準の規定によるものとする。

7-2-2 一般事項

一般事項については、第2編6-2-2一般事項の規定によるものとする。

第3節 土工

7-3-1 作業土工

作業土工の施工については、第1編3-3-7作業土工の規定によるものとする。

7-3-2 作業残土処理工

作業残土処理工の施工については、第1編3-3-8作業残土処理工の規定によるものとする。

第4節 構造物撤去工

7-4-1 構造物取壊し工

構造物取壊し工の施工については、第1編3-19-3構造物取壊し工の規定によるものとする。

第5節 管体基礎工

7-5-1 砂基礎工

砂基礎の施工については、第2編6-5-1砂基礎工の規定によるものとする。

7-5-2 碎石基礎工

碎石基礎工の施工については、第2編6-5-2碎石基礎工の規定によるものとする。

する。

7-5-3 コンクリート基礎工

コンクリート基礎工の施工については、第2編6-5-3 コンクリート基礎工の規定によるものとする。

第6節 管体工

7-6-1 硬質ポリ塩化ビニル管布設工

硬質ポリ塩化ビニル管布設工の施工については、第2編6-6-1 コ硬質ポリ塩化ビニル管布設工の規定によるものとする。

7-6-2 ダグタイル鋳鉄管布設工

ダグタイル鋳鉄管布設工の施工については、第2編6-6-3 ダグタイル鋳鉄管布設工の規定によるものとする。

7-6-3 炭素鋼鋼管布設工

炭素鋼鋼管布設工の施工については、第2編6-6-4 炭素鋼鋼管布設工の規定によるものとする。

7-6-4 弁設置工

弁設置工の施工については、第2編6-6-5 弁設置工の規定によるものとする。

第7節 構造物工

7-7-1 分水工設置工

分水工設置工の施工については、第2編6-7-2 弁室工の規定に準じるものとする。

7-7-2 排泥弁室工

排泥弁室工の施工については、第2編6-8-2 弁室工の規定に準じるものとする。

7-7-3 空気弁室工

空気弁室工の施工については、第2編6-9-2 弁室工の規定に準じるものとする。

7-7-4 流量計室工

流量計室工の施工については、第2編6-10-2弁室工の規定に準じるものとする。

7-7-5 制水弁室工

制水弁室工の施工については、第2編6-11-2弁室工の規定に準じるものとする。

7-7-6 スラストブロック工

スラストブロック工の施工については、第2編6-13-1スラストブロック工の規定によるものとする。

第8節 付帯工

7-8-1 用地境界杭工

用地境界杭工の施工については、第1編第3章第18節用地境界杭工の規定によるものとする。

7-8-2 埋設物表示工

1. 埋設物表示テープは、設計図書に示す場合を除き二枚重ねを使用する。
2. 埋設物表示テープは、設計図書に示す埋設深で管中心線上に布設するものとする。

第9節 末端工

7-9-1 給水栓設置工

受注者は、設計図書に示すとおり給水栓を設置しなければならない。なお、現地状況からこれにより難しい場合、監督員と協議しなければならない。

7-9-2 散水支管設置工

受注者は、立上り管を樹高と同等の高さとし、樹高により設置高さを調整するものとする。なお、散水施設の配置は設計図書に示すとおりであるが、現地状況からこれにより難しい場合、監督員と協議しなければならない。

7-9-3 散水器具工

受注者は、工事に使用する散水器具について、事前に承認図及び試験成績書等を監督員に提出し、承諾を得るものとする。

第10節 耕地復旧工

7-10-1 水田復旧工

水田復旧工の施工については、第1編3-15-2水田復旧工の規定によるものとする。

7-10-2 畑地復旧工

畑地復旧工の施工については、第1編3-15-3畑地復旧工の規定によるものとする。

第11節 道路復旧工

第1編第3章の第17節道路復旧工の規定によるものとする。

第12節 水路復旧工

7-12-1 土水路工

土水路工の施工については、第1編3-16-2土水路工の規定によるものとする。

7-12-2 プレキャスト水路工

プレキャスト水路工の施工については、第1編3-16-3プレキャスト水路工の規定によるものとする。